

# いじめ防止基本方針

富士吉田市立下吉田第二小学校

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

この方針は、いじめ防止対策推進法第13条（平成25年9月28日施行）により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることを目的に策定した。教育基本法前文では、教育の推進にあたり個人の尊厳を重んじるべきことが記されている。私たち教職員は、心身の健全な成長に重大な被害を与えるいじめについて、絶対に許されない行為であるという毅然とした立場で指導にあたらなければならない。同時に、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要になる。そして、すべての児童が学校の諸活動に生き生きと取り組むことができるよう努力しなければならない。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）」をいう。

### (2) いじめについての基本的認識

以下のような認識を持ち、未然防止・早期発見・早期対応の取組を適切に行う。

- ① いじめは絶対許されない、いじめは卑怯な行為である。
- ② いじめは、どの児童、どの学校、どの学級にも起こりうる。
- ③ いじめは、様々な様態がある。被害・加害の両方を経験する児童も多くいる。
- ④ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめは、いじめを受けた児童の立場に立つことが重要である。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、学校・家庭・地域・関係者が一体となって克服すべき問題である。
- ⑧ いじめは、解消後も注視が必要である。

## 2 いじめ対策の組織

### (1) いじめ対策委員会

- ① いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置する。この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- ② 構成員は、学校長、教頭(2)、主幹教諭、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭とする。
- ③ 活動内容
  - ・いじめの未然防止、早期発見について。(アンケート調査、教育相談等)
  - ・いじめの疑いのある事案に関する情報収集・共有について
  - ・いじめ事案への早期対応・進捗状況について。
  - ・いじめに関わる共通理解・資質能力向上のための校内研修について。
- ④ 定例のいじめ対策委員会は各学期に一回程度とする。また、校長の要請により必要に応じて臨時の委員会を設定することができる。

### (2) 生徒指導部会

生徒指導部会では、いじめの未然防止・早期発見に関わる情報収集、現状分析、いじめ事案に対する指導方法・指導経過・結果の確認等を行う。

### 3 未然防止の取組

#### (1) 学級経営の充実

- ① いじめアンケートやHyper-QUの結果を生かしたり、児童面談を実施したりして、児童と学級の実態をより正確に把握し、より良い学級経営（児童の自己肯定感の向上）に努める。
- ② 障害を持つ児童や配慮を要する児童も含め、全員が居場所ある学級をつくる。

#### (2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

#### (3) 相談体制の整備

- ① Hyper-QU検査結果の考察（学級集団の状況、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）により、具体的な改善方法を実践する。
- ② 年2回のいじめアンケート実施後に、必要に応じて学級担任による児童面談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ③ 全教職員による教育相談体制により、児童がいじめを訴えやすい環境をつくる。

#### (4) 児童会活動との連携

- ① いじめ防止等について、児童の主体的かつ積極的な参加を促進する。
- ② 縦割り班活動等で協力・協調を学習し、人とより良く関わる力を身に付ける。

#### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① 全校児童の携帯電話・インターネット利用等に関する現状把握に努めるとともに、総合的な学習等で計画的に情報モラル教育を行う。
- ② この問題は、家庭との連携が重要であることから、PTA活動を通じた啓発活動等を行う。

#### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ① 近隣の小中学校や保育所・幼稚園等と情報交換や交流学习を行う。

#### (7) 特に配慮が必要な児童生徒への適切な配慮や指導

- ① 以下に示す児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。
  - ア 発達障害を含む障害のある児童生徒
  - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人、外国にルーツを持つ児童生徒
  - ウ 性同一障害や性的嗜好・性自認に係る児童生徒
  - エ 東日本大震災等に被災したり、原子力発電所事故で避難している児童生徒

### 4 早期発見の取組

#### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校、地域の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、中学校、市教育委員会、県教育委員会、児相、警察、医療機関等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

#### (2) 年3回のアンケートの実施

いじめアンケート（なかよししらべ）2回と児童アンケートを実施する。また、このアンケートをもとに、一人一人の児童と直接面談をして、思いをくみ取る。

#### (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後における児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

## 5 いじめへの対処

### (1) 報告・連絡・相談

いじめの兆候を発見したり、いじめについて相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

### (2) 対応の協議

いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

### (3) いじめに対する対応・措置

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

### (4) 別室等における学習

いじめを受けた児童が、安心して教育を受けるために必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

### (5) 保護者との連携

いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

### (6) 関係機関との連携

インターネットを介して行われたいじめや犯罪行為として取り扱うべきいじめ等、重大ないじめについては、教育委員会及び警察署等関係機関と連携して対処する。

### (7) いじめ解消までの観察

以下の2つの要件が満たされているかどうか日常的に観察し、いじめ対策委員に報告、確認する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していると確認されていること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒及びその保護者に面接等で確認されていること

## 6 その他の留意事項〔重大事態への対処〕

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合には、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方法を検討する。
- ③ 市教育委員会の指導のもと、いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、共通理解のもと対応する。

## 7 下二小いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。  
年度当初に年間の計画を確認し合うとともに組織体制を整える。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		いじめ対策委員会①	P T A総会で啓発	いじめ対策委員会②		校内研修	いじめ対策委員会③
防止対策		事案発生時に、緊急対応会議の開催 対応チーム設置					
		学級づくり・人間関係づくり・情報モラル人権や法律学習の実施					
早期発見		配慮児童情報交換会① 生活だより①	いじめアンケート(なかよしらべ①) 児童面談 Hyper-QU検査①		生活だより②		
		定期的な情報交換(月例生徒指導部会の開催)					
行事		対面式 一年生を迎える会	ふれあい集会	ふれあい集会			運動会
学年の取り組み 教科・道徳・行事	1年		学年集団下校指導				
	2年	きれいな羽 【友情・信頼】	町探検 泳げないりすさん 【公正・公平】		メイとケンブ 【善悪の判断】		
	3年		貝がら 【友情・信頼】 町探検	明るくなった友だち 【友情・信頼】	→		絵葉書と切手 【友情・信頼】 なかよしポスト 【集団生活の充実】
	4年		春の遠足 (郷土学習)	クラス対抗全員リレー 【善悪の判断】	心と心のあ く手【思いやり・親切】		泣いた赤おに 【友情・信頼】
	5年		台湾からの転入生 【思いやり・親切】 林間学校取組	言葉のおくりもの 【友情・信頼】	わたしはひろがる 【公正・公平】		
	6年	憲法と私たちのくらし	修学旅行取組	ある日、町の中で 【思いやり・親切】		富士登山	ロレンソの友達 【友情・信頼】

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議	いじめ対策委員会④	個別懇談で啓発				いじめ対策委員会⑤	
防止対策	事案発生時に、緊急対応会議の開催 対応チーム設置						
	学級づくり・人間関係づくり・情報モラル人権や法律学習の実施						
早期発見					親子携帯安全教室		
	いじめアンケート(なかよししらべ②) 児童面談 生活だより③	Hyper-QU検査② 学校評価による取り組み状況調査	児童アンケート実施	児童アンケートの考察	配慮児童情報交換会②	生活だより④	
定期的な情報交換(月例生徒指導部会の開催)							
行事				ふれあい集会	ふれあい集会 6年生を贈る会		
学年の取組み 教科・道徳・行事	1年	秋の遠足 はしの上のおかみ 【思いやり親切】 昔遊び集会(お年寄)	くりのみ 【友情・信頼】			二わの小とり 【友情・信頼】 体験入学(園児交流)	
	2年	竹馬と一輪車 【友情・信頼】 2年生祭り			つくえふき 【公正・公平】	公園のおにごっこ 【思いやり・親切】	
	3年	児童会の取組	ほかほか言葉 【親切・思いやり】				新幹線で 【思いやり・親切】
	4年	富士山音楽祭	友だちが泣いている 【善悪の判断】	温かい言葉 【思いやり・親切】		えっどうして 【公正・公平】 2分の1 成人式	
	5年	児童会役員選挙の取組			ふれあい活動の取組	→	
	6年	ひとみと厚 【友情・信頼】		卒業の取組	行為の意味 【親切・思いやり】		最後のおとり場【親切・思いやり】

[平成26年2月策定]

[平成31年3月1日改訂]

[令和2年4月1日改訂]